

## 香川県立保健医療大学公的研究費取扱規程

(趣旨)

第1条 香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）における文部科学省、厚生労働省及び独立行政法人日本学術振興会等の公的研究費（以下「公的研究費」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年10月7日規程第17号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者 公的研究費の研究代表者及び研究分担者をいう。
- (2) 直接経費 公的研究費の事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (3) 間接経費 補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するための経費をいう。

(公的研究費に関する諸手続き)

第3条 本学は、公的研究費に係る諸手続きとして、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 応募、交付申請に係る手続きに関すること。
- (2) 交付申請書の記載内容の変更に係る手続きに関すること。
- (3) 実績報告に係る手続きに関すること。
- (4) 研究成果報告に係る手続きに関すること。
- (5) 間接経費に関する手続きに関すること。
- (6) 寄付に係る手続きに関すること。

(補助金の委任)

第4条 補助金を申請しようとする研究者は、文部科学省、厚生労働省又は独立行政法人日本学術振興会等から交付される補助金の管理及び経理を学長に委任しなければならない。

- 2 学長は、前項の事務を本学の事務局長に行わせるものとする。
- 3 学長は、補助金を学長名義で預金することとし、直接経費については、研究者ごとに口座を開設し適正に管理するものとする。

(直接経費の執行)

第5条 直接経費に充てる目的で補助金を支出するためには、研究者は物品等の調達及び支出についての依頼を、学長に提出しなければならない。

- 2 学長は前項の規定による依頼を審査し、補助金の支出を決定するものとする。
- 3 前項による公的研究費の支払いは、支出伺（別紙様式1）によるものとする。
- 4 研究費の直接経費の支払いにかかる口座振込み手数料は、当該直接経費から支出するものとする。
- 5 直接経費による物品購入その他契約に係る経費の支出については、原則として、香川県会

計規則その他香川県の規程を準用するものとする。

6 直接経費による旅費の支出については、原則として、香川県旅費支給条例その他香川県の規程を準用するものとする。

(設備備品の寄付)

第6条 研究者は、直接経費で購入した設備等(1件3万円以上)を購入後、直ちに本学に寄付するものとする。

2 前項に定める寄付の手続きは、寄付申込書(別紙様式2)を作成し、学長に提出し行うものとする。

3 設備等の寄付を行った研究者が、補助事業遂行期間中に、他の研究機関に所属することになった場合であって、当該研究者が新たに所属することになる研究機関において当該設備等を使用することを希望する場合には、当該設備等を研究者に返還するものとする。

(間接経費譲渡の受け入れ)

第7条 研究者が交付を受けた間接経費については、当該研究者から本学に譲渡するものとする。

(間接経費の使途)

第8条 間接経費は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成13年4月20日付競争資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)別表1に掲げる使途に使用するものとし、学長は、必要に応じて使途の内容について聴取することができる。

(間接経費の執行)

第9条 間接経費は、当該年度内に全額執行するものとする。

2 間接経費は、他の経費とは明確に区分し、使途の透明性を確保しなければならない。

3 間接経費は、他の経費と混同して使用してはならない。

(関係書類の整理・保管)

第10条 学長は、次の各号に掲げる関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(1) 文部科学省、厚生労働省及び独立行政法人日本学術振興会等に提出した書類の写し

(2) 文部科学省、厚生労働省及び独立行政法人日本学術振興会等から送付された書類

(3) 補助金の使用に関する書類

(雑則)

第11条 この規程に定めるほか、公的研究費の取扱いに関し、必要な事項は学長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年11月7日から施行する。

附則

この規程は、平成27年3月4日から施行する。

様式1 (第5条関係)

### 公的研究費補助金支出伺

決			裁				/
学 長	副 学 長	事務局長	事務局次長	副 主 幹	主 任	起 案 者	
下記のとおり支出をしてよろしいか。							
標 題							
支 出 金 額		円	残 額		円		
内容・計算基礎							
起 案 年 月 日	平 成 年 月 日	決 裁 年 月 日	平 成 年 月 日				
債 権 者							
振込先 :							

様式2（第6条関係）

寄 付 申 込 書

令和 年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

申込人

印

次のとおり寄付したいので申し込みます。

1 寄付物件の表示

メーカー名

品名・品番

数量

見積価格

円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2 寄付しようとする理由

3 寄付物件の時価見積額

円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

4 寄付の条件

5 添付書類